

◆◆ 申請方法 ◆◆

1 申請方法・申請先	郵送もしくは下記窓口で申請できます。 ・臨時福祉給付金＝西根地区市民センター ・子育て世帯臨時特例給付金＝市役所地域福祉課（4番窓口） ・両給付金＝松尾・安代両総合支所地域振興課、田山支所
2 申請期間	7月1日(火)から10月1日(火)まで
3 提出書類	・申請書 ・以下の添付書類 ①本人確認書類の写し 住民基本台帳カード、運転免許証、旅券(パスポート)など ②指定した口座が確認できる書類 金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し ※ 「子育て世帯臨時特例給付金」について、児童手当の受取口座を指定する場合は、①と②の書類は省略できます。ただし、公務員の人は、受取口座を指定する場合でも②の書類を必ず提出してください。
4 給付金の受け取り	申請書に記載した指定口座に入金されます。 ※ 金融機関口座を持っていないなど、振り込みによる支給が困難な場合には、市が指定する日時に市役所会計課窓口で受け取ることができます。

2つの給付金に関するQ&A

- Q** 住民税が課税されているかどうかは、どうすれば分かりますか。
A 例えば、下記の場合には、基本的に住民税が課税されています。
 ○ご自身の給与支払明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
 ○「平成26年度市民税・県民税納税通知書」が届いている場合
 ※ 詳しくは、税務課市民税係にお問い合わせください。
- Q** 基準日(平成26年1月1日)の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか。
A 今回の2つの給付金は、基準日時点で住民票がある市町村から支給されます。
 具体的な申請方法や申請期間については、基準日時点でお住まいの市町村にお問い合わせください。
- Q** 基準日(平成26年1月1日)後に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか。
A **【臨時福祉給付金】**
 基準日に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も対象にはなりません。
【子育て世帯臨時特例給付金】
 平成26年1月2日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、支給決定がされるまでの間に亡くなられた児童も対象児童にはなりません。



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の
"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

市や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市役所地域福祉課や警察署【または警察相談専用電話(＃9110)】にご連絡ください。

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」

申請受け付けを開始しました

2つの給付金キャラクター
カクニンジャ



まずは、下のチャートで対象者になるかを確認じや。

市は、消費税引き上げ分の負担を緩和するために支給される「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」(以下、2つの給付金)の申請受け付けを開始しました。

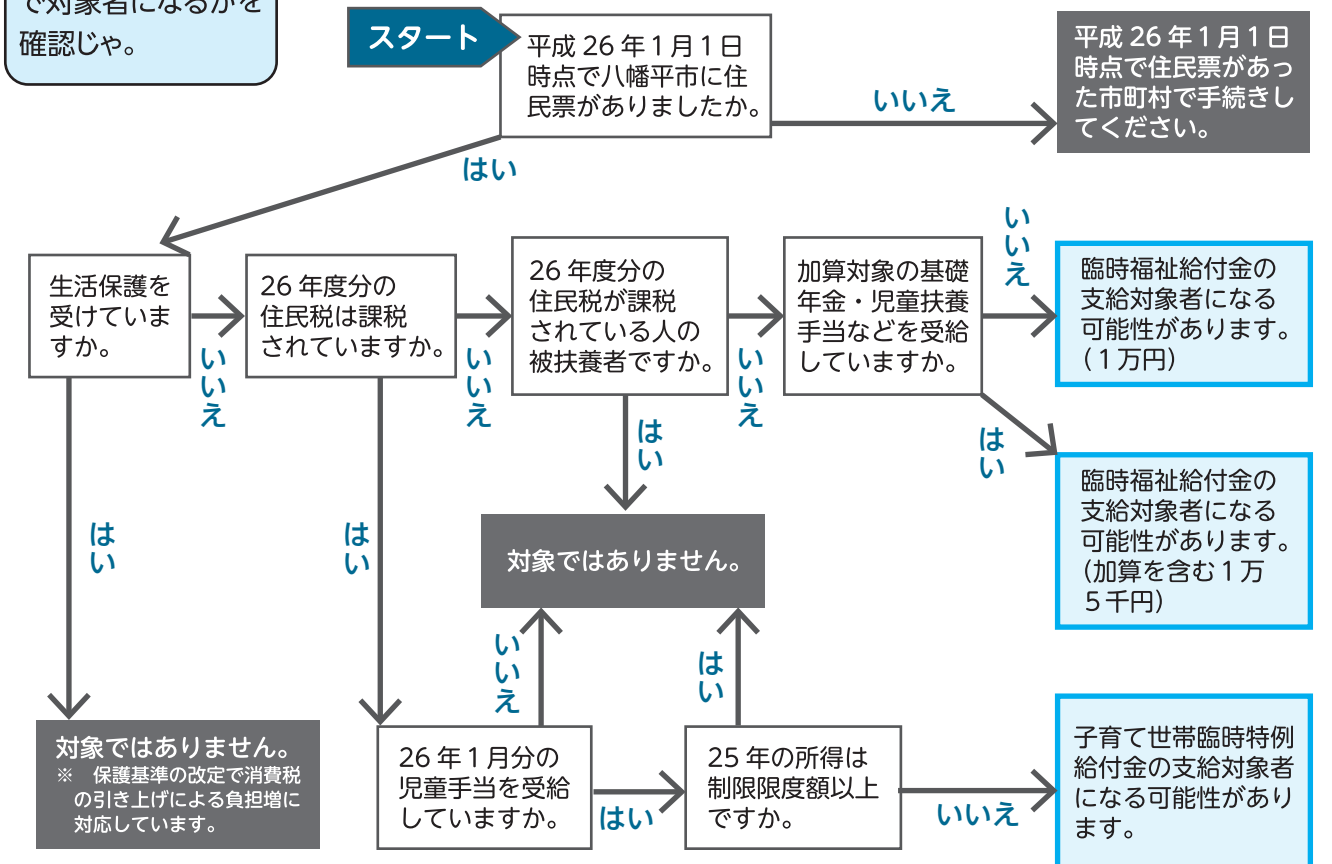
2つの給付金の対象者となるかどうかは、下の図を使ってお確かめください(どちらか一方の給付金のみ受け取ることができます)。また、対象者と思われる人には、市から案内を送付しています。

対象者の条件を満たしている場合、3ページの申請方法を確認し、手続きしていただくようお願いいたします。

なお、受給資格があっても、期間内に申請をしない場合、給付金を受給することはできませんので、忘れずに申請をしてください。

詳しくは、下の問い合わせ先まで。

図 対象者確認チャート



※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

■問い合わせ先

- 申請方法について＝市役所地域福祉課
 - ▶「臨時福祉給付金」窓口
福祉総務係(☎・内線1554、1166)
 - ▶「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
児童福祉係(☎・内線1157)
- 課税状況について＝市役所税務課
市民税係(☎・内線1245～1248)

- 制度について＝厚生労働省
 - ▶2つの給付金専用ダイヤル
☎0570-037-0192
 - ▶ホームページURL
<http://www.2kyufu.jp/>
- ※ 右のQRコードを読み取ると、
ホームページにアクセスできます。

